

児童扶養手当に関する大切なお知らせ



令和6年11月1日から児童扶養手当法等の一部が改正され、所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。

◆所得限度額の引き上げ

児童扶養手当の支給には、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。この度、全部支給、一部支給の判定基準となる所得制限額が表のとおり引き上げられます。

全部支給となる所得限度額（受給者資格者本人の前年所得）				
扶養する 児童等	収入ベース		所得ベース	
	これまで	令和6年11月分～	これまで	令和6年11月分～
0人	1,220,000	1,420,000	490,000	690,000
1人	1,600,000	1,900,000	870,000	1,070,000
2人	2,157,000	2,443,000	1,250,000	1,450,000
3人	2,700,000	2,986,000	1,630,000	1,830,000
4人	3,243,000	3,529,000	2,010,000	2,210,000
5人	3,763,000	4,013,000	2,390,000	2,590,000
一部支給となる所得限度額（受給者資格者本人の前年所得）				
扶養する 児童等	収入ベース		所得ベース	
	これまで	令和6年11月分～	これまで	令和6年11月分～
0人	3,114,000	3,343,000	1,920,000	2,080,000
1人	3,650,000	3,850,000	2,300,000	2,460,000
2人	4,125,000	4,325,000	2,680,000	2,840,000
3人	4,600,000	4,800,000	3,060,000	3,220,000
4人	5,075,000	5,275,000	3,440,000	3,600,000
5人	5,550,000	5,750,000	3,820,000	3,980,000

◆所得限度額が引き上げられることで所得が限度額内となる場合

令和6年10月中に認定請求することで11月分からの手当を受給できます。

遡っての認定はできませんので、11月以降は請求の翌月分からの支給となります。

◆第3子以降の加算額の引き上げ

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。

これまで	令和6年11月～
全部支給 6,450円	全部支給 10,750円
一部支給 6,440円～ 3,230円 (所得に応じて決定されます)	一部支給 10,740円～ 5,380円 (所得に応じて決定されます)

※令和6年11月分の手当から所得限度額および加算額の引き上げが適用されます。同年11・12月分の手当については、2カ月分の支給月である令和7年1月に支払われます。

問合せ＝子育て支援課 給付係（内線522）